

## 公告第1067号

この組合の規約を別添のとおり変更したので健康保険法施行令の規定により公告する。

### 記

#### 1. 添付書類

愛知県農協健康保険組合規約 新旧条文対照表

#### 2. 施行日

令和5年4月1日施行

令和5年6月13日

愛知県農協健康保険組合

理事長 長谷川



以上

愛知県農協健康保険組合規約新旧条文対照表

新　条　文	旧　条　文
愛知県農協健康保険組合規約	愛知県農協健康保険組合規約
第1条～第34条まで省略	第1条～第34条まで省略
<p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。</p>	<p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。</p>
第36条～第42条まで省略	第36条～第42条まで省略
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、愛知県に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された法人。</p> <p>(2) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき設立された法人。</p> <p>(3) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づき設立された法人。</p> <p>(4) 前各号に掲げる事業所の事業主又は被保険者を構成員とする法人の事務所。</p> <p>(5) この健康保険組合の事務所。</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、愛知県に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された法人。</p> <p>(2) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき設立された法人。</p> <p>(3) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づき設立された法人。</p> <p>(4) 前各号に掲げる事業所の事業主又は被保険者を構成員とする法人の事務所。</p> <p>(5) この健康保険組合の事務所。</p>
第44条～省略	第44条～省略
<p>附　則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附　則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>

新 条 文		旧 条 文	
第4条 別表（1）事業所の名称、所在地			
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
愛知県農業協同組合中央会  省 略  一般社団法人 JAあいちビル <u>一般社団法人 JA愛知情報センター</u>	愛知県名古屋市中区  省 略  愛知県名古屋市中区 愛知県名古屋市中区	愛知県農業協同組合中央会  省 略  一般社団法人 JAあいちビル <u>一般社団法人愛知県協同興農協会</u>  愛知県農協健康保険組合	愛知県名古屋市中区  省 略  愛知県名古屋市中区 愛知県名古屋市中区
愛知県農協健康保険組合  省 略	愛知県名古屋市中区  省 略		愛知県名古屋市中区  省 略